

平成28年11月11日

ガス事業法第37条の7第1項において準用する 同法第10条第2項の規定による 法人の合併の認可について

九州経済産業局及び九州産業保安監督部から、西部ガスエネルギー株式会社（法人番号 3290001038297）及び株式会社ありた（法人番号 4290002027018）によるガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準Ⅰ. 第11.（17）で準用する審査基準Ⅰ. 第11.（6）で準用する審査基準Ⅰ. 第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足る経理的基礎があること」に適合していると認められましたので、別紙の通り、九州経済産業局長及び九州産業保安監督部長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

経 済 産 業 省

官 印 省 略
2 0 1 6 1 1 0 7 九 州 第 1 号
平 成 2 8 年 1 1 月 1 1 日

九州経済産業局長 殿

九州産業保安監督部長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可について（回答）

平成28年11月7日付け20161102九州第13号、20161102九産保第7号により貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第37条の7第1項において準用する同法第10条第2項の規定による法人の合併の認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該法人の合併の認可の申請については、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）I. 第11.（17）で準用する審査基準I. 第11.（6）で準用する審査基準I. 第11.（11）⑤のうち「その簡易ガス事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること」に適合していると認められました。